

(1) 輪島市立図書館等整備検討委員会の運営について

①所掌事務について（条例第 2 条）

市長の諮問に応じ、輪島市立図書館及び輪島市文化会館の整備について必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

②会議について（条例第 6 条）

- ・委員会の会議は、委員長が招集する。
- ・委員長は、会議の議長となる。
- ・委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。（8 名以上）
- ・議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

③会議内容の公表について

次のことについて、「市ホームページ」等で公表する。

- ・開催日時、開催場所、委員の氏名及び出欠、会議次第等。
- ・発言の要旨。（但し、個人情報や利害が絡むなどの発言内容があった場合は、非公開とする。）

④代理出席について

- ・委員の代理出席は、認めない。但し、公共的団体等の代表の委員が欠席する場合、オブザーバーとして代理者の出席を可とする。

⑤守秘義務について（第 8 条）

- ・委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑥主な審議の内容について

- ・現況・課題の把握
- ・図書館等の機能及び必要規模等の審議
- ・整備方針の審議（基本機能・設計コンセプト・施設イメージ等）
→整備方針の決定（8 月中を目途に答申）